

出席停止のお知らせ

学校保健安全法においては、お子様が下表にある学校感染症に罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。診断を受けた際には、すみやかに学校まで御連絡ください。また、医師から「感染の危険性がない」と言われるまで登校は見合わせてください。出席停止は、お子さまが十分な休養をとり、早期治癒及び他の児童・生徒への感染を防ぐためのものです。御協力をよろしくお願いいたします。

	主な学校感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、痘瘡、南米出血熱	治癒するまで ※こちらの感染症については、検査を受けると決まった時点でお知らせください。
第二種	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻疹（はしか）	熱が下がって3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	結核	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、RS感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 等	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで

〈上記の学校感染症に罹患してから登校するまでの流れ〉

医療機関を受診する。



医師より、上記の学校感染症と診断される。（出席停止期間について医師に御相談ください。）



裏面の「登校許可報告書」に保護者が記入し、再登校する際に学校へ提出する。

※登校許可報告書は学校ホームページからもダウンロードが可能となっております。

東京都立多摩桜の丘学園校長 殿

登校許可報告書

I・II 小・中・高 年 組 氏名

医師より、本人には感染の恐れがないとの診断を受けましたので、登校いたします。

病名：

出席停止期間： 年 月 日 ～ 月 日 (日間)

受診した医療機関名：

年 月 日

保護者氏名

提出先 担任教員 ⇒ 保健室
